

茨木市介護保険料減免取扱要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、茨木市介護保険条例施行規則（平成12年茨木市規則第10号。以下「規則」という。）第7条に規定する介護保険料（以下「保険料」という。）の減免の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 茨木市介護保険条例（平成12年茨木市条例第13号。第2及び第4第2号において「条例」という。）第18条第1項第1号に掲げる「これらに類する災害」とは、落雷、崖崩れ、落石、地盤の陥没等をいう。
- (2) 条例第18条第1項第1号に掲げる「その他の財産」とは、商品、原材料等で主として生計を維持するための財産をいう。
- (3) 条例第18条第1項第2号に掲げる「重大な障害」とは、重度の障害者であることをいう。
- (4) 条例第18条第1項第2号に掲げる「長期間入院」とは、おおむね3か月以上の入院をいう。
- (5) 条例第18条第1項第3号に掲げる「失業」とは、本人の意思に反して解雇（定年若しくは契約期間満了によるもの、早期退職優遇制度によるもの、希望退職の募集若しくは退職勧奨によるもの、自己の責めに帰すべき理由によるもの又は自己の都合によるものを除く。）された場合をいう。
- (6) 条例第18条第1項第4号に掲げる「これに類する理由」とは、虫害、獣畜害等をいう。

(減免の範囲)

第3 規則第7条第1項第4号に規定する「減免すべき特別の理由があると市長が認める場合」とは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 納付義務者又は主たる生計維持者の住宅が老朽等により居住することが困難になったとき。
- (2) 主たる生計維持者が失踪したこと等により、収入が著しく減少した月の収入額が平均収入月額（当該理由が発生した月の前3月間の第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入額を3で除して得た額とする。以下同じ。）の2分の1以下であるとき。
- (3) 主たる生計維持者が特定疾患治療研究事業実施要綱（昭和48年厚生省衛発第242号）にいう特定疾患により、収入が著しく減少した月の収入額が平均収入月額

の2分の1以下であるとき。

- (4) 主たる生計維持者が盗難、詐欺等にあつたことにより生じた被害額又は連帯債務を負つたことにより生じた返済額が前年（当該理由が発生した前年の1月1日から12月31日まで）の収入の2分の1以上であるとき。
- (5) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第39条第1項第2号又は第3号に掲げる者のうち、次のアからエまでに掲げる要件のいずれにも該当する者
- ア 世帯に属する者の年間収入が合計960,000円以下であること。ただし、世帯に属する者の人数が2人以上のときは、1人につき490,000円を加算した金額を上限とする。
- イ 他の世帯に属する者が被保険者となっている健康保険等の医療保険において、その被扶養者となっていないこと。
- ウ 自己の居住用以外に活用できる資産を有しないこと。
- エ 世帯に属する者の有する預貯金等の元本の額が合計3,500,000円以下であること。

（減免の額）

第4 第3各号に掲げる場合における減免の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第3第1号から第4号までの場合 5割の額

(2) 第3第5号の場合

ア 介護保険法施行令第39条第1項第2号に掲げる者 条例第10条第1項第2号に定める額から同条第2項に定める額を減じて得た額

イ 介護保険法施行令第39条第1項第3号に掲げる者 条例第10条第1項第3号に定める額から同条第2項に定める額を減じて得た額

（減免の期間）

第5 規則第7条第2項に規定する減免の期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 規則第7条第1項第1号から第3号までに該当する場合 1年間

(2) 規則第7条第1項第4号に該当する場合 6月間。ただし、第3第1号から第4号までの場合において減免を承認した理由が明らかに継続すると認められるときは、1年を限度として当該継続する期間とし、第3第5号に該当する場合は、申請日の属する年度内とする。

（保険料減免申請書の提出）

第6 規則第8条第1項に規定する介護保険料減免申請書の提出を行うことができる者は、保険料の納付義務者、納付義務者の属する世帯の世帯主若しくは世帯員又は納付義務者の委任を受けた者とする。

2 第3第5号に掲げる者が減免の申請をしようとするときは、減免申請書のほかに収入申告書（様式第1号）及び資産等申告書（様式第2号）を提出しなければならない。

（減免申請の審査）

第7 規則第8条第2項の審査は、原則として書類審査によるものとする。ただし、必要に応じて実地調査又は面接審査を行うものとする。

附 則

この要綱は、平成12年10月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から実施し、同年4月1日から適用する。